



第63期 定時株主総会招集ご通知

日 時

2021年6月25日（金曜日）午前10時
(受付開始：午前9時)

書面又はインターネットによる議決権行使期限
2021年6月24日（木曜日）午後5時15分まで

場 所

京都市東山区三十三間堂廻り644番地2
ハイアット リージェンシー 京都
1階 ザ・ボールルーム

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来場をお控えいただき、書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い致します。
新型コロナウイルスに関する対応につきましては、3ページをご確認ください。

株主総会ご出席株主様へのお土産の配布は取りやめとさせていただいております。

証券コード 6963

ローム株式会社

(証券コード 6963)
2021年5月27日

株主の皆様へ

京都市右京区西院溝崎町21番地

ローム株式会社

取締役社長 松本 功

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがとうございます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面又はインターネット等によって議決権行使することができるので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2021年6月24日（木曜日）午後5時15分までに到着するよう、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただきご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp>）より議決権行使いただきますようお願い申し上げます。**

敬具

- ◎当日ご出席の際は、「新型コロナウイルスに関する対応」（3ページ）をご確認ください。また、その際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけますが、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
- ◎当日の議事進行につきましては、日本語で行います。

記

1. 日 時：2021年6月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所：京都市東山区三十三間堂廻り644番地2

ハイアットリージェンシー京都 1階ザ・ボールルーム

（末尾記載の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第63期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第63期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

【インターネットによる議決権の行使についてのご案内】

「インターネットによる議決権行使の手順」（4ページから5ページ）をご参照ください。

以 上

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.rohm.co.jp/investor-relations>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

◎株主総会参考書類及び本招集ご通知の添付書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.rohm.co.jp/investor-relations>) に掲載いたしますのでご了承ください。

新型コロナウイルスに関する対応

新型コロナウイルス禍に際しましては、お亡くなりになられました方々に謹んで哀悼の意を捧げますと共に、罹患された皆様と、感染拡大によって困難な生活環境におられる皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

本年株主総会につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主の皆様の安全を第一に考え、昨年同様、規模を縮小し、また時間短縮のため一部進行を簡略化して、開催させていただきます。

株主の皆様におかれましては、ご来場をお控えいただき、書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い致します。

株主総会にご来場される株主様は、株主総会開催日時点での流行・感染状況やご自身の体調等を十分にお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い致します。

風邪の症状や発熱、身体のだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）等がある場合にはご来場はご遠慮いただきますようお願い致します。特に感染による影響が大きいとされる、基礎疾患のある方、妊娠中の方におかれましては、感染の回避を最優先としていただきたく、ご来場されないようお願い申し上げます。

株主総会会場における対策・運営について

当日の株主総会会場におきましては、以下のような対策・運営を致しますので、何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。

- 会場入口付近にて検温を実施しています。発熱が認められる場合、その他感染拡大防止の見地から必要と考えられる場合には、ご入場をお断りさせていただくことがあります。
- ご来場の際にはマスクをご着用ください。総会スタッフについてもマスク着用を徹底しております。
- マイク、椅子その他会場備品等については消毒を徹底しております。あわせて、アルコール消毒液を設置しておりますので、ご来場の際にはアルコールによる手指消毒にご協力ください。
- 感染予防のため、座席の間隔を空け、ソーシャルディスタンスを確保させていただきます。昨年同様、座席数を減少するため、場合によりご入場をお断りさせていただくことがございます。
- 製品展示、お飲み物の提供は取りやめとさせていただきます。
- 医療スタッフを常駐させておりますので、体調が悪化し、また気分が優れなくなった場合には総会スタッフにお申し出ください。

なお、今後の状況により会場や開始時刻の変更等、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせ致します。

<https://www.rohm.co.jp/investor-relations>

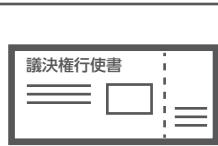
あわせて当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、上記に加え必要な措置を講じる場合がございますので、ご理解ご協力のほど宜しくお願い致します。

株主の皆様におかれましては、大変ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解いただけますよう宜しくお願い申し上げます。

ロームグループでは、今後も引き続き株主の皆様をはじめ関係者の皆様及びグループ従業員の安全を最優先とし、グループを挙げて感染拡大防止に取り組んでまいります。

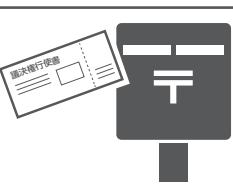
議決権行使についてのご案内

議決権の行使方法には以下の3つの方法がございます。



1. 株主総会へご出席
議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

2021年6月25日（金曜日）午前10時



2. 書面
各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、ご返送ください。

2021年6月24日（木曜日）午後5時15分到着分まで有効



3. インターネット
右記手順をご参照ください。

2021年6月24日（木曜日）午後5時15分受付分まで有効

■インターネットによる議決権行使の手順

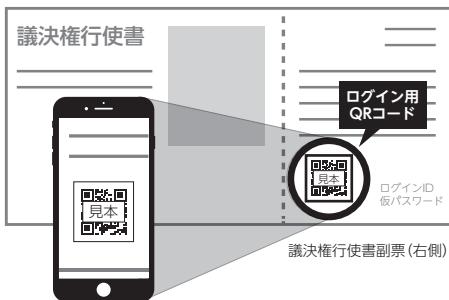
インターネットにより議決権を行使される場合は、下記の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンの場合

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！



同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

2回目以降のログインの際は…

次ページに記載のご案内に従ってログインしてください。

次ページへ

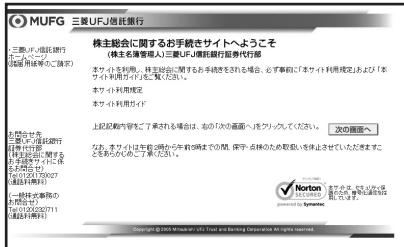
ログインID・仮パスワードを入力する方法

パソコン、2回目以降のスマートフォンの場合

- ① 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

<https://evote.tr.mufg.jp>

「次の画面へ」をクリック

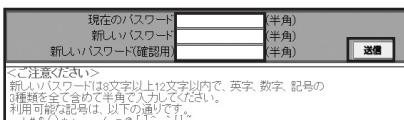


「次の画面へ」をクリック

- ② 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、「ログイン」をクリック。



- ③ 「現在のパスワード」、「新しいパスワード」、「新しいパスワード（確認用）」のそれぞれにご入力いただき、「送信」をクリック。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意願います。



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

書面とインターネットにより議決権行使された場合にはインターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権の行使は、2021年6月24日（木曜日）午後5時15分まで受付いたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明点等がございましたらヘルプデスクへお問合せください。

■パスワードの取り扱い

株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

パスワードは議決権行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。

■インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-173-027（通話料無料）

受付時間 午前9時から午後9時まで

議決権電子行使 プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり、当該プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績や今後の財務状況の見通し、企業価値の向上に向けた事業投資のための資金需要等を総合的に勘案したうえ、次のとおりとさせていただきたく存じます。これにより、年間にお支払いする配当金は、中間配当金75円と合わせて1株につき150円となります。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき75円
配当総額 7,360,564,950円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2021年6月28日

第2号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件

監査等委員でない取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案については、取締役会の諮問機関として設置される独立社外取締役が過半数を占める役員指名協議会の答申に基づき、取締役会において決定されております。また、本議案に関する監査等委員会からの意見につきましては、14ページをご参照ください。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

(※は新任候補者)

候補者番号	氏生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	まつ もと 松 本 功 1961年1月25日生	1985年4月 当社入社 2013年6月 当社取締役 LSI生産本部長 2019年9月 当社取締役 常務執行役員 品質・安全・生産担当 2020年5月 当社取締役社長（代表取締役）社長執行役員 2020年6月 当社取締役社長（代表取締役）社長執行役員 CEO（現任）	3,802株
【候補者とした理由】 事業部門での豊富な知識や経験及び海外で培ったグローバルな視点を活かし、代表取締役社長として強力なリーダーシップをもってロームグループの企業価値の向上に貢献しているため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
2	あづま かつみ 東 克己 1964年11月10日生	1989年4月 当社入社 2013年6月 当社取締役ディスクリート生産本部長 2017年7月 当社専務取締役 ディスクリート、オプト・モジュール担当 2019年9月 当社取締役 専務執行役員 事業・戦略担当 2021年1月 当社取締役 専務執行役員 COO 生産・品質・営業統括（現任）	2,722株
【候補者とした理由】 半導体・電子部品の生産部門での業務等を通じて製品の品質向上や生産技術に関して豊富な知識と経験を有し、戦略的に事業を統括・推進する能力に優れていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏生年月名日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	たて いし てつ お 立 石 哲 夫 1963年2月24日生	2014年7月 当社入社 2019年6月 当社取締役 LSI開発本部長 2019年9月 当社取締役 上席執行役員 LSI開発本部長 2021年1月 当社取締役 上席執行役員 CTO (現任)	1,001株
【候補者とした理由】 開発者として高度な専門知識と豊富な経験を有しており、半導体技術に広く精通し、CTO(最高技術責任者)としてロームグループの事業を戦略的に推進する能力に優れていますことから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
4	い の かず ひで 伊 野 和 英 1970年3月31日生	1999年4月 当社入社 2019年9月 当社執行役員 パワーデバイス生産本部長 2020年6月 当社取締役 上席執行役員 CSO 兼 パワーデバイス事業統括 2021年1月 当社取締役 上席執行役員 CSO 事業統括 (現任)	1,176株
【候補者とした理由】 パワーデバイス等の技術開発部門での業務等を通じて豊富な知識と経験を有しており、CSO(最高戦略責任者)としてロームグループの事業を戦略的に推進する能力に優れていますことから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
5	※ やま もと こう じ 山 本 浩 史 1963年2月28日生	1985年4月 当社入社 2019年9月 当社執行役員 LSI生産本部長 兼 後工程合理化推進担当 2020年6月 当社執行役員 SCM本部長 (現任)	1,624株
【候補者とした理由】 開発・生産部門での業務等を通じて豊富な知識と経験に基づいて、ロームグループにおけるサプライチェーンマネジメント(SCM) やリスクマネジメント、環境保全等に関する業務を推進する能力に優れていますことから、取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	<p>※ な ん ぐも ただ のぶ 南 雲 忠 信 1947年2月12日生</p>	<p>1969年4月 横浜ゴム株式会社入社 1999年6月 同社取締役 2004年6月 同社代表取締役社長 2011年6月 同社代表取締役会長 兼 CEO 日本ゼオン株式会社社外監査役 2015年6月 同社社外取締役（現任） 2016年3月 横浜ゴム株式会社代表取締役会長 2019年3月 同社相談役（現任）</p>	0株

【候補者とした理由及び期待される役割の概要】

世界各地に事業を展開する上場企業の経営者として培われた豊富な知識と経験を有しております、グローバル戦略を積極的に推進した実績に加え、技術者としてモノづくりの分野に高い見識を兼ね備え、独立した立場から業務執行の監督機能強化への貢献及び国際的・実践的な視点で幅広く経営に対する助言が期待できるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 南雲忠信氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏と当社との間には、2020年6月から経営のアドバイスを受けるために顧問契約を締結しておりますが、年間の顧問契約料は1千万円未満であり、当社の定める「社外役員の独立性基準」(14ページご参照)を満たしているため、一般株主と利益相反のおそれのない独立性を有していると判断しております。また、同氏が相談役を務める横浜ゴム株式会社と当社グループとの間には、取引関係はありません。同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認可決された場合、当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
2. その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 当社は、南雲忠信氏の選任が承認可決された場合、同氏との間で業務執行取締役等でない取締役として、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を当該損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を同様の内容で更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の監査・監督機能を一層強化するため、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案については、取締役会の諮問機関として設置される独立社外取締役が過半数を占める役員指名協議会の答申に基づき、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会において決定されております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏生年月名日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	やま さき まさ ひこ 山 崎 雅 彦 1959年7月27日生	1982年3月 当社入社 2010年6月 当社取締役 管理本部長 2019年9月 当社取締役 上席執行役員 管理本部長、CSR本部長 2020年4月 当社取締役 上席執行役員 管理本部長 兼 CSR担当（現任）	6,401株
【候補者とした理由】			
	総務や人事、法務等の管理部門での業務等を通じて豊富な知識と経験を有しており、長年にわたりロームグループの管理部門を統括した実績を踏まえ、経営の監査・監督機能を強化するため、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。		
2	に い ひろ ゆき 仁 井 裕 幸 1957年8月16日生	1981年4月 株式会社大和銀行入行 2006年4月 株式会社りそな銀行 不動産営業部 グループリーダー 2011年4月 公益財団法人りそなアジア・オセアニア財団 専務理事 2016年6月 当社常勤監査役 2019年6月 当社取締役 常勤監査等委員（現任）	1,700株
【候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
	金融機関等において長年にわたる業務で培われた幅広い知識・見識、海外勤務を通じて養われた豊かな国際性、また当社常勤監査役及び常勤監査等委員として携わった豊富な経験等を活かし、独立した立場から、内部監査部門等との連携や経営の監査・監督機能の強化が期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
3	ち もり ひで ろう 千 森 秀 郎 1954年5月24日生	1983年4月 弁護士登録（大阪弁護士会） 三宅合同法律事務所入所 2002年5月 弁護士法人三宅法律事務所 代表社員 2016年6月 株式会社神戸製鋼所 社外取締役 当社監査役 2019年5月 弁護士法人三宅法律事務所 パートナー（現任） 2019年6月 当社取締役 監査等委員（現任）		300株
【候補者とした理由及び期待される役割の概要】 弁護士として培われた専門的な知識・経験、幅広い見識等を活かし、独立した立場から、取締役会の意思決定における透明性・公正性の確保及び経営の監査・監督機能の強化が期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。				
4	みや ばやし とし ろう 宮 林 利 朗 1958年9月4日生	1985年7月 英和監査法人 (現 有限責任 あづさ監査法人) 入所 1990年9月 公認会計士登録 2007年6月 同監査法人 パートナー 2016年8月 宮林公認会計士事務所開設 2019年6月 当社取締役 監査等委員（現任）		0株
【候補者とした理由及び期待される役割の概要】 公認会計士として培われた専門的な知識・経験、幅広い見識等を活かし、独立した立場から、取締役会の意思決定機能及び経営の監査・監督機能の強化が期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。				
5	た なか くみこ 田 中 久美子 1968年7月23日生	1994年1月 KPMGセンチュリー監査法人 (現 有限責任 あづさ監査法人) 入所 1997年4月 公認会計士登録 2008年5月 同監査法人 パートナー 2017年9月 御堂筋監査法人入所 2018年2月 同監査法人 パートナー 2019年6月 当社取締役 監査等委員（現任） 同監査法人 代表社員（現任）		0株
【候補者とした理由及び期待される役割の概要】 公認会計士として培われた専門的な知識・経験、海外勤務を通じて養われた豊かな国際性等を活かし、独立した立場から、取締役会の意思決定機能及び経営の監査・監督機能の強化が期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。				

- (注) 1. 山崎雅彦は、現在当社の「監査等委員でない取締役」ですが、新たに「監査等委員である取締役」の候補者としています。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 田中久美子氏の戸籍上の氏名は、宮林久美子であります。候補者の中に同姓の候補者がおりますが、親族関係等ではなく、両氏とも社外性を有しております。
4. 仁井裕幸、千森秀郎、宮林利朗、田中久美子の各氏は、いずれも社外取締役候補者であります。なお、各氏は当社の定める「社外役員の独立性基準」(14ページご参照)を満たしており、一般株主と利益相反のおそれのない独立性を有していると判断しております。
5. 当社は、仁井裕幸、千森秀郎、宮林利朗、田中久美子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏の選任が承認可決された場合は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
6. 仁井裕幸、千森秀郎、宮林利朗、田中久美子の各氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
7. 千森秀郎氏は、2021年6月開催予定の王子ホールディングス株式会社の第97回定時株主総会における社外監査役候補者であります。
8. 千森秀郎氏が2016年6月から2020年6月まで社外取締役（監査等委員）に就任していた株式会社神戸製鋼所は、2017年10月に同社グループにて公的規格または顧客仕様を満たさない製品等につき、検査結果の改ざんまたはねつ造等を行うことにより、これらを満たすものとして顧客に出荷または提供していた事実が判明し、これを公表。同社は、当該行為の一部に関し、2019年3月に不正競争防止法違反の罪で有罪判決を受けました。同氏は、問題の判明まで当該事実について認識しておりませんでしたが、同社の社外取締役に就任した直後から、取締役会等において、同社グループ全体のコンプライアンス活動強化に向けて助言、提言を行うとともに、当該事実の判明後は、取締役会等において、調査方法の適正性・妥当性に加え、原因究明と安全性検証に向けて様々な意見表明を行ったほか、品質ガバナンス再構築検討委員会の委員として当該事実の総括、品質ガバナンス強化策、コーポレートガバナンスの改革について積極的な助言を行う等、再発防止に向けその職責を果たしております。
9. 当社は、山崎雅彦の選任が承認可決された場合、同氏との間で業務執行取締役等でない取締役として、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額当該損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
10. 当社は、仁井裕幸、千森秀郎、宮林利朗、田中久美子の各氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を当該損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。また、本総会において、各氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
11. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同様の内容で更新する予定であります。

以上

〈ご参考〉選任後の取締役会の構成及びスキル・マトリックス

第2号議案及び第3号議案が承認可決された場合、当社取締役会は、社内取締役6名、社外取締役5名（うち女性1名）で構成される体制となり、社外取締役の取締役会に占める割合は、45.5%となります。

当社は、創業以来掲げてきた「企業目的」を礎に、ロームグループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、取締役会が備えるべきスキル（知識・経験・能力等）の分野を特定しております。

取締役候補者に対して特に期待する分野は、次のとおりであります。

氏名	特に期待する分野								
	企業 経営	ガバナンス・ リスク管理	グローバル	財務・ 会計	M&A	イノベーション・ 技術	法務・ コンプライアンス	半導体 業界知見	人財 開発
松本 功	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東 克己	○	○	○	○	○	○	○	○	○
立石 哲夫	○		○		○	○	○	○	○
伊野 和英	○		○	○	○	○		○	
山本 浩史	○	○	○				○	○	○
南雲 忠信 <small>□社外</small>	○	○	○	○	○				○
山崎 雅彦 <small>監査等委員</small>		○					○		
仁井 裕幸 <small>監査等委員 □社外</small>		○	○	○					
千森 秀郎 <small>監査等委員 □社外</small>		○					○		
宮林 利朗 <small>監査等委員 □社外</small>		○		○					
田中久美子 <small>監査等委員 □社外</small>		○	○	○					

社外役員の独立性基準

ローム株式会社

当社の社外役員は以下の項目に該当しない者を選任する。

1. 当社の主要株主¹又はその業務執行者²
2. 当社が主要株主である会社の業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先³又はその業務執行者
4. 当社グループを主要な取引先とする者⁴又はその業務執行者
5. 当社グループから役員報酬以外に一定額⁵を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
6. 当社グループから一定額⁶を超える寄付又は助成を受けている者(当該助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の理事その他の業務執行者)
7. 当社の会計監査人の代表社員、社員又は従業員
8. 当社の主要な借入先⁷の業務執行者
9. 上記1～8に過去3年間において該当していた者
10. 当社グループから取締役を受け入れている者又はその業務執行者
11. 当社グループの重要な業務執行者⁸の配偶者又は二親等以内の親族

(2015年11月5日制定)

以上

¹ 主要株主・・・総議決権の10%以上

² 業務執行者・・・取締役、執行役、社員、使用人

³ 主要な取引先・・・当社年間連結売上高の2%超の支払いを行っている会社

⁴ 主要な取引先とする者・・・年間売上高の2%超の支払いを当社から受けている会社

⁵ 一定額・・・個人は年間1千万円、法人は総収入の2%超

⁶ 一定額・・・年間1千万円超

⁷ 主要な借入先・・・当社の連結総資産の2%を超える金銭の借入先

⁸ 重要な業務執行者・・・取締役（社外取締役を除く）及び部長級以上の上級管理職

監査等委員会意見

監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の選任及び報酬について、役員指名協議会、取締役報酬協議会での協議内容の確認を行いました。取締役の選任については、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績、取締役会での発言、これまでの経歴等を評価したうえで、決定の手続きは適正であり、取締役候補者として適任と判断します。また、取締役の報酬については、報酬体系、具体的な報酬額の算定方法等を確認し、決定の手続きは適正であり、報酬等の内容は相当であると判断します。

事 業 報 告

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全般的概況

当連結会計年度における世界経済は、前半は新型コロナウイルス感染症が各国の生産や個人消費に大きな影響を与えました。夏以降は中国における鉱工業生産が回復に向かい始め、また米国においても秋以降はプラス成長に転じるなど、後半は各国における財政出動の効果もあり回復に向かいました。しかしながら欧州や日本などでは再度感染が拡大するなど予断を許さない厳しい状況が続きました。

エレクトロニクス業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の悪影響を受け大きく落ち込みましたが、感染症対策としてのステイホームやテレワークなどライフスタイルの変化等による民生機器関連市場での需要増が市場に対して好影響をもたらしました。また秋以降は自動車生産台数や産業機器関連市場が回復したことなども加わり、一部の製品については品不足の状況となりました。

このような経営環境の中、中長期的に成長が期待される産業機器関連市場やEV化へのシフトが期待される自動車関連市場などへの製品ラインアップを強化し、顧客ニーズを先取りする提案型の営業体制への見直しなどを進めました。また、ロームグループが強みを持つ「パワー」、「アナログ」及び「汎用デバイス」などの技術領域を中心とした新製品・新技術の開発を進めました。

生産面においても、マトリックス型組織とすることにより、品質やサプライチェーンの全社最適化を進めるとともに、省人化・自動化の推進などの「モノづくり改革」や、新型コロナウイルス感染症への感染防止対策の徹底等によるお客様への安定供給に努め、更に後半は急増する受注に対応した生産能力増強を進めました。また、SiCパワーデバイス生産能力強化のためローム・アポロ(株)の筑後工場に新棟を竣工しました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は前期比0.8%減の3,598億8千8百万円、営業利益は前年同期比30.5%増の384億8千8百万円となりました。当連結会計年度の営業利益率は前期の8.1%から10.7%に上昇しました。

経常利益につきましては、営業利益の増加、受取利息の減少や為替差損などにより前期比13.7%増の406億7千2百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益の減少があった一方、100%子会社であるローム滋賀(株)の吸収合併(2020年4月1日付)や連結子会社の業績改善による、グループ全体の繰越欠損金に係る繰延税金資産の評価性引当額の減少等があったことにより、前期比44.4%増の370億2百万円となりました。

またロームグループで重視している経営指標について、当連結会計年度のEBITDA（※1）は前期比6.6%増の786億5千6百万円となりました。

※1. EBITDA (Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization)

税引前利益に支払利息、減価償却費を加えて求めたもの。グローバル企業等の収益力を比較する際によく利用される指標。ロームグループでは簡易的に営業利益に減価償却費を加えて算出しております。

セグメント別概況

[LSI]

前半は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく落ち込みましたが、秋以降は回復傾向となりました。市場別では、自動車関連市場につきましては、市場低迷によりインフォテインメント（※2）向けの電源、各種ドライバICなどの売上が減少しましたが、xEV（※3）向けパワートレインなどに絶縁ゲートドライバICなどが順調に売上を伸ばしました。産業機器関連市場につきましては、FA（ファクトリーオートメーション）関連市場向けの売上が増加するなど、下げ止まり感が見られました。民生機器関連市場につきましては、アミューズメント向けが好調であった一方、市況悪化によりスマートフォンやAV向けなどでは厳しい状況となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は1,681億3百万円（前期比1.4%減）、セグメント利益は157億5千2百万円（前期比25.2%増）となりました。

※2. インフォテインメント

主に自動車について用いられる言葉で、「情報：インフォメーション」の提供と「娯楽：エンターテイメント」の提供を実現するシステムの総称。

※3. xEV

電気自動車（EV）、ハイブリッド車（HV）、プラグインハイブリッド車（PHV）など電力を駆動力として使用する各種自動車の総称。

[半導体素子]

前半は新型コロナウイルス感染症が全体として市場に悪影響を及ぼしましたが、後半は回復基調となりました。事業セグメント別では、トランジスタとダイオードにつきましては、通信関連市場向けで売上は減少しましたが、FA（ファクトリーオートメーション）関連市場や民生機器関連市場向けで売上が増加しました。パワーデバイス部門につきましては、産業機器関連市場向けで売上は減少しましたが、自動車関連市場向けで回復傾向が見られました。また、発光ダイオードにつきましては、産業機器関連市場向けで回復しましたが、家電市場向けなどで売上が減少しました。半導体レーザーにつきましては、家電市場向けを中心に売上が増加しました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は1,423億8千9百万円（前期比2.4%増）、セグメント利益は210億5千3百万円（前期比102.3%増）となりました。

[モジュール]

事業セグメント別では、プリントヘッドにつきましては、プリンタやスキャナ向けを中心に売上が減少しました。オプティカルモジュールにつきましては、スマートフォン向けなどでセンサモジュールの売上が減少しました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は292億1千3百万円（前期比12.2%減）、セグメント利益は21億4千5百万円（前期比38.6%減）となりました。

[その他]

前半は新型コロナウイルス感染症により市場が低迷しましたが、秋以降は回復に向かいました。事業セグメント別では、抵抗器につきましては、自動車関連市場向けを中心に売上が減少しましたが、後半は回復基調となりました。一方、タンタルコンデンサにつきましては、PC向けなどで売上が継続して好調に推移しました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は201億8千1百万円（前期比0.2%増）、セグメント利益は18億4千6百万円（前期比5.2%減）となりました。

上記「セグメント別概況」の記載は、外部顧客に対するものであります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、開発・生産体制の拡充と徹底した効率化を推進するため、総額441億1千4百万円の設備投資を実施いたしました。そのセグメント別の内訳は次のとおりであります。

LSI	16,568百万円
半導体素子	20,460
モジュール	2,893
その他	1,079
販売・管理等共通部門	3,111

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資などの所要資金は、自己資金を充当いたしました。なお、当連結会計年度におきましては、増資、社債発行及び借入による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

世界経済におきましては、新型コロナウイルス感染症は、現時点においても、世界各地で蔓延しているものの、ワクチンの開発などにより徐々に各地域の経済活動は回復に向かっております。

エレクトロニクス業界におきましては、PCや一部民生機器における巣ごもり需要増など、ニューノーマルに対応した市場が堅調に推移していることに加えて、自動車・産業機器関連市場における生産回復などにより、現在のところ市場は好調に推移しています。ただし、半導体市場における品不足、その他の不透明要因があり、先行きについては予断を許さない状況です。

一方、長期的には、脱炭素化の動き等を背景にした電子化のニーズの高まりにより、自動車・産業機器関連市場での拡大が見込まれます。民生機器関連市場でも省エネや小型化が成長に寄与すると考えております。

こうした状況のもと、ロームグループでは、引き続き市場のニーズを先取りした高付加価値製品の開発とタイムリーな市場への投入に取り組んでまいります。

また、生産面においても、先進の品質管理体制の構築や省人化・自動化の推進など、「モノづくり改革」を継続して進め、売上の増加と利益体质の強化に努めてまいります。

また、今後の中長期的な業績向上を目指して中期経営計画を策定し、企業価値の拡大に努めてまいります。

中期経営計画“MOVING FORWARD to 2025”について

経営ビジョン | ● パワーとアナログにフォーカスし、お客様の“省エネ”・“小型化”に寄与することで、社会課題を解決する

ブランド
スローガン | ●

Electronics for the Future

2025年度で
目指す姿 | ● “車載” “海外”での成長実現と更なる成長に向けた基盤作り

ホームの強み | ●

擦り合わせ技術

IDM

顧客志向

幅広い商品群

成長戦略 | ●

伸ばす

成長の核となる
事業で売上を
大きく伸ばす

パワーデバイス

車載LSI

進化する

高付加価値化や
海外シフト等
質的変換を図る

汎用デバイス

民生LSI

創る

2025年度以降の
成長の種を
新たに仕込む

GaN・パワーモジュール

自動運転支援モジュール

成長戦略を
支える基盤 | ●

グローバルに
戦える商品を作る
開発体制の強化

海外売上を高める
営業・拡販体制

モノづくり改革

ESGへの
取り組み | ●

ESG重要課題への貢献

資本政策 | ●

効率的な資本活用

業績目標

今回の中期経営計画は、「経営ビジョン」の実現に向けて、10年後の飛躍的な成長を見据え、一層強固な経営基盤を構築するための5カ年計画となっております。

中期経営計画(2021年度～2025年度)

2030年度

“車載”“海外”での成長実現と
更なる成長に向けた基盤作り

グローバルメジャーへ

売上高 3,598 億円
営業利益率 10.7 %
ROE 5.0 %

2021年3月期実績

2年内に
過去最高
売上更新

売上高 4,700 億円

営業利益率 17 %
ROE 8 %

2026年3月期計画

成長加速

2031年3月期イメージ

環境課題への取り組み

エレクトロニクスで社会に貢献する。
それは当社の使命
地球のためにできること、
ひいては当社の成長のために

当社グループが目指すサステナビリティ経営における重点課題

項目

2030年度へ向けた目標



温室効果ガス削減

排出量を2030年度に2018年度比30%削減
排出量原単位を2030年度に
2018年度比45%削減

再生可能エネルギー
の導入促進

2050年度に導入比率100%を目指し、
再生可能エネルギー化を推進



資源の削減

水の回収・再利用率を
2030年度に2019年度比5.5%向上



廃棄物量の削減

2030年度に廃棄物のゼロエミッション化

自然共生
自然サイクルと
事業活動の調和

緑化の促進
各拠点において工場緑化を促進
地域ごとに生息している生物の
保全状況を改善

化学物質管理の徹底

化学物質に関する世界各国の政策・規制への
対応・管理の徹底、化学物質の使用量削減

SDGs重要課題(マテリアリティ)



(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	(当連結会計年度) 2021年3月期
売上高 (百万円)	397,106	398,989	362,885	359,888
経常利益 (百万円)	54,213	64,689	35,774	40,672
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	37,249	45,441	25,632	37,002
1株当たり当期純利益 (円)	352.14	431.29	247.65	376.24
総資産 (百万円)	864,072	874,427	848,873	926,240
純資産 (百万円)	751,877	766,754	715,479	769,490

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を、1株当たり当期純利益は小数点第2位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均株式数により算出しております。

〈参考〉当社の財産及び損益の状況の推移

区分	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	(当事業年度) 2021年3月期
売上高 (百万円)	348,737	342,360	309,598	303,222
経常利益 (百万円)	42,935	44,034	24,501	40,325
当期純利益 (百万円)	26,784	35,372	21,606	41,885
1株当たり当期純利益 (円)	253.21	335.87	209.04	426.28
総資産 (百万円)	540,135	528,371	518,473	574,882
純資産 (百万円)	456,341	456,060	413,884	457,134

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を、1株当たり当期純利益は小数点第2位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均株式数により算出しております。

(6) 主要な事業セグメント

ロームグループは主として電子部品の製造・販売を行っており、主要な製品及び事業の名称は次のとおりであります。

(2021年3月31日現在)

セグメントの名称	主な製品及び事業の名称
L S I	アナログ、ロジック、メモリ
半導体素子	ダイオード、トランジスタ、発光ダイオード、半導体レーザー
モジュール	プリントヘッド、オプティカル・モジュール、パワーモジュール
その他の	抵抗器、タンタルコンデンサ

(7) 主要な拠点

(2021年3月31日現在)

名 称		所在 地		
当社	本社・工場 滋賀工場 ^(※1) 京都テクノロジーセンター 横浜テクノロジーセンター 京都ビジネスセンター 東京ビジネスセンター 横浜ビジネスセンター 名古屋ビジネスセンター	京 都 府 滋 賀 県 京 都 府 神 奈 川 県 京 都 府 東 京 都 神 奈 川 県 愛 知 県		
製造	ローム浜松(株) ローム・ワコ(株) ローム・アボロ(株) ローム・メカテック(株) ラピスゼミコンダクタ(株) ^(※2) ラピステクノロジー(株) ^(※2) ローム・コリア・コ-ホーション ローム・エレクトロニクス・フィリピンズ・インク ローム・インテグレイテッド・システムズ・タイランド・カンパニー・リミテッド ローム・セミコンダクタ・チャイナ・カンパニー・リミテッド ローム・エレクトロニクス・ザ・イン・カンパニー・リミテッド	静 岡 県 岡 山 県 福 岡 県 京 都 府 神 奈 川 県 等 神 奈 川 県 韓 国 菲 利 比 ン 泰 伊 中 国 中 国		

名 称		所 在 地	
製 造	ローム・ワコー・エレクトロニクス・マレーシア・センテ イリアン・バ ハット ^①	マ レ ー シ ア	
	ローム・メカテック・フィリピンズ・イング	フ ィ リ ピ ン	
	ローム・メカテック・タイランド ^② ・カンハ ^③ ニー・リミテッド ^④	タ イ	
	カイオニクス・イング	米 国	
	サイクリスタル・ゲーネムベーハー	ド イ ツ	
販 売	ローム・セミコンダクタ・コリア・コ-ホ ^⑤ レ-ション	韓 国	
	ローム・セミコンダクタ・シャンハイ・カンハ ^③ ニー・リミテット ^④	中 国	
	ローム・セミコンダクタ・ヘ ^⑥ キン・カンハ ^③ ニー・リミテット ^④	中 国	
	ローム・セミコンダクタ・シンセン・カンハ ^③ ニー・リミテット ^④	中 国	
	ローム・セミコンダクタ・ホンコン・カンハ ^③ ニー・リミテット ^④	中 国	
	ローム・セミコンダクタ・タイワン・カンハ ^③ ニー・リミテット ^④	台 湾	
	ローム・セミコンダクタ・シンガポール・フ ^⑦ ライベート・リミテット ^⑧	シ ン ガ ポ ール	
	ローム・セミコンダクタ・フィリピンズ・コ-ホ ^⑤ レ-ション	菲 イ リ ピ ン	
	ローム・セミコンダクタ・タイiland ^② ・カンハ ^③ ニー・リミテット ^④	泰 イ	
	ローム・セミコンダクタ・マレーシア・センテ イリアン・バ ハット ^①	マ レ ー シ ア	
	ローム・セミコンダクタ・インデ イア・フ ^⑦ ライベート・リミテット ^⑧	印 ジ ン ド	
	ローム・セミコンダクタ・ユ-エスエ-・エルエルシ-	米 国	
	ローム・セミコンダクタ・ゲーネムベーハー	ド イ ツ	
物 流 管 理	ローム・ロジステック(株)	岡 山 県	

* 1. 2020年4月1日付で、ローム(株)は製造子会社のローム滋賀(株)を吸収合併し、ローム(株)滋賀工場といたしました。

* 2. 2020年10月1日付で、ラピスセミコンダクタ(株)は、製造子会社のラピスセミコンダクタ宮崎(株)と、ラピスセミコンダクタ宮城(株)を吸収合併すると同時に、LSI事業部門をラピステクノロジー(株)として新設分割いたしました。

(8) 従業員の状況

(2021年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減	平均勤続年数
L S I			
半導体素子			
モジュール			
その他の			
販売・管理等共通部門			
	22,370名	179名増	12.2年

- (注) 1. 平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 従業員数には正規従業員以外の有期労働契約に基づく常用労働者158名を含んでおります。

(9) 重要な子会社の状況

(2021年3月31日現在)

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ローム浜松株式会社	10,000百万円	100.0%	電子部品の製造
ローム・アホ・ロ株式会社	450百万円	100.0	電子部品の製造
ラヒ・スセミコンタ・クタ株式会社	300百万円	100.0	電子部品の製造
ローム・エレクトロニクス・フィリピンズ・インク	1,221,563千フィリピンペソ	100.0	電子部品の製造
ローム・イテグレイテッド・システム・テクノロジーズ・カンパニー・リミテッド	1,115,500千タイバーツ	100.0	電子部品の製造
ローム・セミコンダクタ・チャイナ・カンパニー・リミテッド	16,190百万円	100.0	電子部品の製造
ローム・エレクトロニクス・ザイレン・カンパニー・リミテッド	9,417百万円	100.0	電子部品の製造
ローム・セミコンダクタ・ポンコム・カンパニー・リミテッド	27,000千ホンコンドル	100.0	電子部品の販売
ローム・ヨーヨー・エスエー・インク	317,142千米ドル	100.0	北南米子会社の統括・管理
ローム・エレクトロニクス・ヨーロッパ・リミテッド	101,037千英ポンド	100.0	欧州子会社の統括・管理
ローム・エレクトロニクス・アジア・ア・ペライベート・リミテッド	90,630千シンガポールドル	100.0	アジア子会社の統括・管理

- (注) 1. 資本金は百万円未満または千外貨未満を、議決権比率は小数点第1位未満を、それぞれ切り捨てて表示しております。

2. 議決権比率は他の子会社等による間接所有を含んだものであります。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000 株
 (2) 当事業年度末の発行済株式総数 103,000,000 株 (自己株式4,859,134株を含む)
 (注) 2020年6月24日付で実施した自己株式の消却により、前期末と比べて7,000,000株減少しております。
 (3) 当事業年度末の株主数 26,781 名
 (4) 大株主（上位10名）

(2021年3月31日現在)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
公益財団法人ロームミュージックファンデーション	10,385 千株	10.58 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,996	9.16
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5,224	5.32
株式会社京都銀行	2,606	2.65
GIC PRIVATE LIMITED – C	1,738	1.77
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,404	1.43
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	1,274	1.29
GOVERNMENT OF NORWAY	1,238	1.26
THE BANK OF NEW YORK 134088	1,132	1.15
株式会社日本カストディ銀行（信託口6）	1,130	1.15

- (注) 1. 持株数は千株未満を、持株比率は小数点第2位未満を、それぞれ切り捨てて表示しております。
 2. 当社の自己株式（4,859千株）は、上表から除外しております。なお、自己株式には株式付与ESOP信託が保有する当社株式（5千株）を含んでおりません。
 3. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いた数に基づき、算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者的人数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式 5,328株	6名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役

(2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当又は重要な兼職の状況
※ 取 締 役 社 長 社 長 執 行 役 員	松 本 功	CEO
取 締 役 専 務 執 行 役 員	東 克 己	COO 生産・品質・営業統括
取 締 役 上 席 執 行 役 員	山 崎 雅 彦	管理本部長 兼 CSR担当
取 締 役 上 席 執 行 役 員	上 原 邦 生	財務担当 兼 経理本部長
取 締 役 上 席 執 行 役 員	立 石 哲 夫	CTO
取 締 役 上 席 執 行 役 員	伊 野 和 英	CSO 事業統括
取 締 役	西 岡 幸 一	
取 締 役 (常勤監査等委員)	仁 井 裕 幸	
取 締 役 (監査等委員)	千 森 秀 郎	弁護士法人三宅法律事務所 パートナー (弁護士)
取 締 役 (監査等委員)	宮 林 利 朗	宮林公認会計士事務所 所長 (公認会計士)
取 締 役 (監査等委員)	田 中 久 美 子	御堂筋監査法人 代表社員 (公認会計士)

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
2. 取締役 西岡幸一並びに取締役 (監査等委員) 仁井裕幸、千森秀郎、宮林利朗及び田中久美子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 当社は、取締役 西岡幸一並びに取締役 (監査等委員) 仁井裕幸、千森秀郎、宮林利朗及び田中久美子を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役 (監査等委員) 宮林利朗及び田中久美子は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 (監査等委員) 仁井裕幸は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、監査環境の整備や社内の情報収集、内部統制システムの整備状況の日常的な監査、内部監査部門等との十分な連携等を通じて、監査等委員会の監査・監督機能を強化するためであります。
6. 当社と社外取締役の重要な兼職先との間には、特別な関係はございません。

7. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。

(1) 就任

伊野和英は、2020年6月26日開催の第62期定時株主総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。

(2) 退任

- ① 藤原忠信氏は、2020年5月11日付にて、取締役社長（代表取締役）社長執行役員を辞任し、2020年6月26日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。
- ② 末永良明氏は、2020年6月26日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。

(3) 地位の変更

- ① 松本功は、2020年5月11日付にて、取締役社長（代表取締役）社長執行役員に就任いたしました。
- ② 伊野和英は、2020年6月26日付にて、取締役 上席執行役員に就任いたしました。

(4) 担当の変更

- ① 松本功は、2020年6月26日付にて、取締役社長（代表取締役）社長執行役員から取締役社長（代表取締役）社長執行役員CEOに担当を変更いたしました。
- ② 東克己は、2020年6月26日付にて、LSI事業統括からCOO 兼 営業統括に、2021年1月25日付にて、COO 兼 営業統括からCOO 生産・品質・営業統括に担当を変更いたしました。
- ③ 立石哲夫は、2020年6月26日付にて、LSI事業本部長からCTO 兼 LSI事業統括に、2021年1月25日付にて、CTO 兼 LSI事業統括からCTOに担当を変更いたしました。
- ④ 伊野和英は、2020年6月26日付にて、パワーデバイス事業本部長からCSO 兼 パワーデバイス事業統括に、2021年1月25日付にて、CSO 兼 パワーデバイス事業統括からCSO 事業統括に担当を変更いたしました。

(5) 重要な兼職の異動

千森秀郎は、2020年6月24日付で株式会社神戸製鋼所の社外取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を当該賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役の報酬等

①取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(a) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を取締役報酬協議会の答申を受け、2021年3月12日開催の取締役会において決議いたしました。

(b) 決定方針の内容の概要

i. 基本方針

当社の取締役の報酬及び賞与（以下、「報酬等」という）は、その経営責任を明確にし、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、定額である固定報酬、業績運動報酬及び非金銭報酬（株式報酬）から構成し、独立社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場での監督機能を担う観点から、固定報酬のみを支払うこととする。

なお、当社は、取締役の報酬等に関する独立性・客觀性・透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が過半数を占める取締役報酬協議会を設置し、取締役の報酬体系及びこれに基づく各取締役の報酬等の協議を行う。

ii. 固定報酬の額等の決定（報酬等を与える時期等の決定を含む）に関する方針

当社の取締役の固定報酬は、月例の現金報酬とし、役位、職責に応じて、他社水準も参照に、総合的に勘案して決定する。

iii. 業績運動報酬及び非金銭報酬の内容及び額等の決定（報酬等を与える時期等の決定を含む）に関する方針

業績運動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、直近の決算期における連結売上高及び連結営業利益額の目標値に対する達成度合いに応じて算出される額を毎年一定の時期に支払う。

非金銭報酬は、株主との価値共有を進めることを目的に、譲渡制限付株式報酬とする。業務執行取締役は、取締役会の決議により、譲渡制限付株式報酬に充てるものとされた金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、毎年一定の時期に付与する。

iv. 個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役報酬協議会において業務執行取締役の種類別の報酬割合を検討する。

なお、報酬等の種類別の比率の目安は、目標の業績指標を100%達成した場合、固定報酬：業績運動報酬：非金銭報酬=6：3：1とする。

v. 個人別の報酬等の内容に関する決定の方法

取締役の報酬等については、取締役報酬協議会の答申に基づき、取締役の報酬体系、種類別の報酬割合及び算定方法等を規定した役員報酬規則を取締役会の決議により定めるものとする。

取締役会は、取締役報酬協議会の答申内容を尊重し、役員報酬規則に従い取締役の個人別の報酬等を決定する。

- (c) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役報酬協議会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会は基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬は、2019年6月27日開催の第61期定時株主総会において、監査等委員でない取締役の報酬額は年額9億円以内（うち社外取締役分は1億円以内）、監査等委員である取締役の報酬額は年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の員数は8名、監査等委員でない社外取締役の員数は1名、監査等委員である取締役の員数は4名です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第62期定時株主総会において、株式報酬の額を年額1億円以内（監査等委員である取締役及び社外取締役は対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

③取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	300 (12)	184 (12)	87 (-)	28 (-)	9 (1)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	56 (56)	56 (56)	— (-)	— (-)	4 (4)
合計 (うち社外取締役)	357 (68)	240 (68)	87 (-)	28 (-)	13 (5)

(注) 1. 上表には、2020年6月26日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

④業績連動報酬等に関する事項

取締役が業績向上に対する意識を高めることにより、持続的な成長と企業価値の拡大を図るために、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対して業績連動報酬として、直近の決算期における連結売上高及び連結営業利益額の目標値に対する達成度合いに応じて算出される額を毎年一定の時期に支払うこととしています。

業績指標として連結売上高及び連結営業利益を選定した理由は、業績の向上・企業価値の拡大に向けて最も明確で、経営の成果を端的に示す指標であり、中期経営計画に掲げている指標との整合性もあるため、適切なインセンティブとして機能すると判断したためです。

なお、当連結会計年度の売上高は3,598億8千8百万円、営業利益は384億8千8百万円となっております。

⑤非金銭報酬等の内容

取締役が株式保有を通じて企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的に、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対して株式報酬を交付しております。

当該株式報酬は譲渡制限付株式報酬であり、その交付状況は、2.株式に関する事項に記載のとおりです。

(4) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

氏名 / 地位	出席会議 出席状況	発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関する職務の概要
西 岡 幸 一 取締役	取締役会 15回/15回 出席 役員指名協議会 8回/8回 出席 取締役報酬協議会 8回/8回 出席	同氏には、長年にわたる経済新聞記者としての幅広い見識と豊富な経験に基づき、経営の監督機能を果たすという役割を期待しております。 同氏は、かかる期待される役割に応え、取締役会において積極的に発言をいただくななど、独立した立場から経営等に対して助言・提言を行っております。 また、役員指名協議会及び取締役報酬協議会の委員として、取締役の指名や報酬の決定プロセスにおいて、客観的かつ公平な立場から知見を発揮し、透明性の高いガバナンス体制の構築等に貢献しております。
仁 井 裕 幸 取締役 (常勤監査等委員)	取締役会 15回/15回 出席 監査等委員会 14回/14回 出席 役員指名協議会 8回/8回 出席 取締役報酬協議会 8回/8回 出席	同氏には、金融機関等において培われた幅広い知識・見識、常勤監査役及び常勤監査等委員として携わった豊富な経験に基づき、経営の監査・監督機能を果たすという役割を期待しております。 同氏は、かかる期待される役割に応え、取締役会において積極的に発言をいただくななど、独立した立場から経営等に対して助言・提言を行っております。また、監査等委員会の委員長を務めるとともに、内部監査部門との連携等を通じて、取締役の職務執行の監査を行っております。 さらに、役員指名協議会及び取締役報酬協議会の委員として、取締役の指名や報酬の決定プロセスにおいて、客観的かつ公平な立場から知見を発揮し、透明性の高いガバナンス体制の構築等に貢献しております。
千 森 秀 郎 取締役 (監査等委員)	取締役会 15回/15回 出席 監査等委員会 14回/14回 出席 役員指名協議会 8回/8回 出席 取締役報酬協議会 8回/8回 出席	同氏には、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定における透明性・公正性の確保及び経営の監査・監督機能の強化という役割を期待しております。 同氏は、かかる期待される役割に応え、取締役会において積極的に発言をいただくななど、独立した立場から経営等に対してガバナンス強化に資する助言・提言を行っております。 また、役員指名協議会及び取締役報酬協議会の委員として、取締役の指名や報酬の決定プロセスにおいて、客観的かつ公平な立場から知見を発揮し、透明性の高いガバナンス体制の構築等に貢献しております。

氏名 / 地位	出席会議 出席状況	発言状況及び社外取締役が果たすことが 期待される役割に関する職務の概要
宮林利朗 取締役 (監査等委員)	取締役会 14回/15回 出席 監査等委員会 14回/14回 出席	同氏には、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定機能及び経営の監査・監督機能の強化という役割を期待しております。 同氏は、かかる期待される役割に応え、取締役会において積極的に発言をいただくとともに、財務・会計における知見に基づく取締役の職務執行の監査を通じて、独立した立場から経営等に対して助言・提言を行っております。
田中久美子 取締役 (監査等委員)	取締役会 15回/15回 出席 監査等委員会 14回/14回 出席	同氏には、主に公認会計士としての専門的見地及び豊かな国際経験等から、取締役会の意思決定機能及び経営の監査・監督機能の強化という役割を期待しております。 同氏は、かかる期待される役割に応え、取締役会において積極的に発言をいただくとともに、財務・会計における知見に基づく取締役の職務執行の監査を通じて、独立した立場から経営等に対して助言・提言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	122 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	137 百万円

- (注) 1. 当社が有限責任監査法人トーマツと締結した監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の従前年度の監査実績及び報酬額、監査計画の内容並びに報酬見積額の算出根拠等を確認し検討した結果、合理的なものであると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社 8 社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社におきましては、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項のいずれかに該当し、解任を相当と認めるときは、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行できないと判断したときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

ロームグループでは、内部統制システムの強化を重要な経営課題の一つとして捉え、グループ全体の業務プロセスを適正に維持することにより、企業としての社会的責任を果たしてまいりたいと考えております。具体的な内部統制システム構築の基本方針は、当社取締役会において以下のとおり決議しております。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) ロームグループが更なるグローバル化を図っていくにあたり、法令はもとより、人権・労働・環境・腐敗防止等多岐にわたる問題に対し、国連グローバル・コンパクト10原則を支持し、ロームの製品・技術・サービスによりこれら社会課題の解決(SDGs)に貢献する。また、社会的責任に関する国際規格「ISO26000」に準拠するとともに、「責任ある企業同盟(RBA)による行動規範」を遵守し、CSR経営を推進する。
- (b) 取締役は、「ロームグループ行動指針」や取締役会規則等の社内規程に基づき職務を執行し、法令・定款への適合性を確保する。
- (c) それぞれの担当に精通した取締役が、その業務に責任と権限を持つ一方で、日常的に議論し相互に監督する。
- (d) 取締役が他の取締役の違法な行為を発見した場合には、直ちに取締役会及び監査等委員会に報告する。
- (e) 複数の独立した社外取締役が、定期的に会合を開催し、相互に情報や意見の交換を行うとともに、取締役の職務の執行の法令・定款への適合性を常に確認する。
- (f) 海外を含むグループ全社に内部通報制度（外部の弁護士事務所に経営陣から独立した通報窓口を設置する場合を含む）及びサプライヤー様向け通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を開設すること等により、取締役の違法な行為の発見と再発防止対策を行う。
- (g) 独立した内部監査部門を設置し、内部統制システムの有効性を評価・モニタリングする。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、年度事業計画等取締役の職務の執行に係る決定事項等は文書により保存し、その保存・管理体制は法令並びに社内規程を遵守する。
- (b) グループ会社や関連部門への指示等は、原則としてEメール・文書により行い、取締役がいつでも閲覧できる保管状況にする。
- (c) 取締役の職務の執行に係る情報は、関係部署等において適正に保存・管理するとともに、社内通知・情報セキュリティ教育等による全従業員への周知・教育により、情報の漏えいや不正利用を防止する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 社長自らが委員長を務めるCSR委員会の傘下に、全社横断的な委員会として、中央安全衛生、リスク管理・BCM、コンプライアンス、情報開示、環境保全対策等の委員会を組織し、それぞれ担当する分野に関して発生する経営上の諸問題やリスクに対し、その対策・指導・解決に努め、適切に対応する。
- (b) 業務遂行上発生する可能性のある重要なリスクを抽出・分析・統括管理するリスク管理・BCM委員会を組織する。突然の自然災害等不測の事態の発生に対してもその影響を回避または極小化し、結果として事業の存続を可能とするため、リスク管理・BCM委員会において、各リスク主管担当部署の活動状況を検証するとともに、事業継続計画（BCP）を策定し、あらゆる事前対策や準備に努めるよう、グループ全社に徹底を図る。
- (c) 反社会的勢力排除に向けた社内体制として、総務部に危機管理室を設置し、警察等外部の専門機関との連携・情報交換を行い、排除のための具体的活動の展開・徹底を図る。また、反社会的勢力排除のための対応について社内規程を定め、その遵守を求めるとともに、グループ全従業員に配布している「ロームグループ行動指針」などで毅然たる態度で対応するよう明記し、各種社内研修等の機会を活用して啓発に努める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 執行権限を持つ取締役の人数を絞り込むとともに、執行役員制度を導入し、職務分掌に基づいた具体的業務の執行を行わせ、執行に係る迅速な意思決定を実現する。
- (b) 取締役社長の意思決定を補佐することを目的として、執行役員によって構成する経営執行会議を設置する。
- (c) 経営に重要な影響を及ぼす事項は、個別に社内プロジェクトチームを設置し、問題の把握・分析・報告に当たらせるとともに、定款、社内規程に則し、適宜、取締役会や稟議書にて機動的に意思決定する。
- (d) リスク管理や情報管理等さまざまな事項についての社内の管理方法を文書化した社内標準の遵守を徹底する。
- (e) ロームグループの競争力強化、適正利益の確保のため、グループ全社・各事業部門の目標値を年度利益計画として策定し、その進捗及び達成状況の管理を行う。

⑤使用者の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) コンプライアンス委員会を組織し、「ロームグループ行動指針」を展開する等によりグループ全体での法令遵守活動を行う。グループ会社にも当社に準じたコンプライアンス体制を組織し、部門責任者をリーダーに選任して、各部門におけるコンプライアンス意識と法令遵守の徹底を図る。
- (b) 固有の法令を適切に遵守するため、CSR委員会を始め、中央安全衛生、コンプライアンス、情報開示、環境保全対策等の委員会が、グループ全体の法令遵守状況の確認及び啓発活動等を行う。
- (c) 情報開示委員会の管理のもと、各部署はインサイダー情報の適正な管理に努め、従業員に対する教育・啓発を行い、インサイダー取引の防止を図る。
- (d) 海外を含むグループ全社に内部通報制度（外部の弁護士事務所に経営陣から独立した通報窓口を設置する場合を含む）及びサプライヤー様向け通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を展開すること等により、従業員の職務の執行における違法な行為の発見と再発防止対策を行う。

⑥企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) ロームグループ全体の企業価値を向上させるため、創業の精神である企業目的・方針を共有し、グループが一丸となって事業活動を行う。
- (b) 当社のCSR委員会の傘下の各委員会が、それぞれの担当分野における業務の適正を確保するため、グループ会社を横断的に指導・管理する。
- (c) ロームグループ全社に共通する標準書を制定し、運用する。
- (d) 当社に「グループ会社役員指名協議会」を設置し、グループ会社の役員人事に親会社として適切に関与するとともに、グループ会社の取締役または監査役を適切に配置し、業務執行の適正性の監視を行う。
- (e) グループ会社での重要案件について、当社の取締役会承認や稟議書決裁を必要とする制度の運用のほか、当社各部門が定期的に報告を受けることにより、グループ会社を管理する。
- (f) 財務報告の適正性確保のための体制と、その監査制度への対応を通じて、当社に加え主要なグループ会社を包含した内部統制制度の強化を進める。
- (g) 社長直轄の組織である当社内部監査部門は、グループ会社の業務執行状況、法令・社内規程の遵守状況及びリスク管理状況等を確認するため、内部監査を実施する。

- ⑦監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査等委員会の職務を補助するため、必要な実務能力を具备した使用人を配置することができる。
 - (b) 当該使用人は、会社の業務執行に係る職務との兼務はしない。また、その人事・異動・考課については、監査等委員会の意見を尊重する。
- ⑧監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 取締役は、他の取締役の職務の執行における違法の行為、善管注意義務に違反する行為、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見した場合、直ちに監査等委員会に報告を行う。
 - (b) CSR委員会を始め、リスク管理・BCM、コンプライアンス、情報開示等の各委員会へ常勤監査等委員がオブザーバーとして出席するとともに、各委員会は議事録等で活動内容を定期的に監査等委員会へ報告する。
 - (c) 稟議書、報告書等により業務執行の経過及び結果が適宜監査等委員会に報告される体制とする。
 - (d) 当社及びグループ会社の取締役及び従業員は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合、速やかに必要な報告を行う。
 - (e) コンプライアンス・ホットラインの担当部署は、内部通報の状況について、定期的に監査等委員会に報告する。
 - (f) グループ会社の取締役または監査役等が、当社及びグループ会社の業務執行に関し、法令、定款及びその他の社内規定に違反またはロームグループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会に対して報告する。
 - (g) 監査等委員会へ報告を行った者に対しては、法令・社内規程に従い、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いは行わない。
- ⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 内部統制システムの運用状況について、取締役は監査等委員会の求めに応じその都度報告を行う。
 - (b) 内部監査部門は、監査等委員会との連携を強化するとともに、監査結果を定期的に報告する。
 - (c) 監査等委員会はその全員を社外取締役で構成し、法律・会計の専門家に金融出身者等を交えた、多様で独立性の強い充実した体制とする。
 - (d) 監査等委員会は、監査等委員でない取締役と隨時意見の交換を行う。
 - (e) 監査等委員会がその職務の執行において必要と認める費用は会社が負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

ロームグループでは、前記基本方針に基づき、内部統制システムの構築とその適切な運用に努めております。当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

①コンプライアンス体制について

- ・ロームグループでは、「企業目的」「経営基本方針」などの目的・方針を実践していく上で遵守すべき行動規範として「ロームグループ行動指針」を全ての役員、従業員等に周知するとともに、当該指針に則った行動をとるよう徹底しております。
- ・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス体制強化に向けた計画を策定するとともに、計画に沿った階層別、役割別の教育の実施、「ロームグループ行動指針」遵守に関するトップメッセージの発信等を行っております。
- ・内部通報制度を運用し、コンプライアンス違反の未然防止、早期発見及び適切な対処を実施しており、その運用状況については定期的に取締役会及び監査等委員会に報告しております。
- ・業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、内部統制システムの有効性について、同部門において評価・モニタリングを実施することで、業務の透明性と実効性を向上させる取り組みを行っております。

②リスク管理体制について

- ・リスク管理・BCM委員会を適宜開催し、業務遂行上発生する可能性のある重要なリスクを抽出・分析・統括管理しております。また、突然の自然災害等不測の事態の発生に対しても、その影響を回避または極小化し、結果として事業の存続を可能とするため、リスク管理・BCM委員会が各リスク主管担当部署の活動状況を検証するとともに、事業継続計画（BCP）を策定し、あらゆる事前対策や準備に努めるよう、グループ全社に徹底しております。
- ・特に、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対しては、発生初期段階から社長を中心とする対策会議を立ち上げ、グループ全社員と家族の安全確保及び感染拡大防止の徹底を図るとともに、事業活動の継続に向けてグローバルな対応に取り組み、その内容を取締役会で適宜報告しております。

③子会社管理体制について

- ・グループ会社での重要案件について、当社の取締役会承認や稟議書決裁を必要とする制度の運用のほか、当社各部門が業務遂行状況等について定期的に報告を受けることにより、グループ会社を管理しております。
- ・社長直轄の組織である当社内部監査部門が、年度計画に基づき、グループ会社の業務執行状況、法令・社内規程の遵守状況及びリスク管理状況等の内部監査を実施し、業務の適正性を確認しております。また、監査結果については定期的に取締役及び監査等委員会に報告を行っております。

④取締役の職務執行について

- ・年間計画に基づき定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を適時に行うとともに、相互に取締役の職務執行の監督を行っております。
- ・取締役会及び社内規程において各取締役に委任する事項を明確にするとともに、執行役員制度を導入し、効率的かつ機動的な職務執行を行っております。
- ・経営執行会議において、重要な経営方針や計画、業務執行等を審議し、取締役社長の意思決定を補佐しています。
- ・取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程に則り適正に保存・管理されており、情報漏えいや不正利用を防止しております。

⑤監査等委員会が選定する監査等委員の職務執行について

- ・当該監査等委員は、取締役会のほか、CSR委員会などの重要な会議に出席し、適宜意見を述べております。
- ・当該監査等委員は、当社各部門及びグループ会社への往査やリモート監査などを実施し、業務執行の適法性、適正性を確認しております。
- ・当該監査等委員は定期的に取締役、会計監査人、内部監査部門と情報及び意見交換を実施し、監査の実効性の向上を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針についての当社の考え方

当社は、「つねに品質を第一とし、いかなる困難があろうとも、良い商品を国内外へ永続かつ大量に供給し、文化の進歩向上に貢献すること」を企業目的としております。そして、この企業目的を遂行することが、当社の永続的かつ総合的な企業価値の創造と向上をもたらすと同時に、株主の皆様を始めとする全てのステークホルダーへの利益貢献につながるものと考えております。また、株主の皆様から負託を受けた当社取締役会は、上記企業目的を遂行し、持続的成長に向けて不断の経営努力を尽くすことで、更なる企業価値の向上を図る責務を負っているものと理解しております。

いわゆる買収防衛に関しては、企業価値向上による株価の上昇や、積極的なIR活動による株主説明責任の貫徹及び株主の皆様との常日頃からの対話による信頼関係の確立こそが、その最善の方策であると考えております。そして、当社に対して買収の提案が行われた場合には、これを受け入れるか否かの最終判断は、その時点における株主の皆様に委ねられるべきであり、その際に当社取締役会が自己の保身を図るなど恣意的判断が入ってはならないと考えております。また、買収提案の局面においては、株主の皆様が十分な情報に基づき相当な検討期間をかけて適正な判断を下すことができること（インフォームド・ジャッジメント）が、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために不可欠であると考えております。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	555,823	流 動 負 債	73,379
現 金 及 び 預 金	261,292	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	14,078
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	86,287	電 子 記 録 債 務	3,834
電 子 記 録 債 権	6,043	未 払 金	23,778
有 価 証 券	58,138	未 払 法 人 税 等	3,671
商 品 及 び 製 品	33,426	そ の 他	28,016
仕 掛 品	52,811		
原 材 料 及 び 貯 藏 品	42,522		
未 収 還 付 法 人 税 等	4,013		
そ の 他	11,402		
貸 倒 引 当 金	△ 115		
固 定 資 産	370,417	固 定 負 債	83,370
有形固定資産	247,367	社 債	40,735
建 物 及 び 構 築 物	86,178	繰 延 税 金 負 債	28,149
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	62,102	退 職 給 付 に 係 る 負 債	11,198
工 具、器 具 及 び 備 品	6,475	そ の 他	3,286
土 地	66,601		
建 設 仮 勘 定	21,691		
そ の 他	4,318		
無形固定資産	6,645		
の れ ん	1,093		
そ の 他	5,552		
投資その他の資産	116,404		
投 資 有 価 証 券	95,749	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	10,266
退 職 給 付 に 係 る 資 産	3,010	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	47,001
繰 延 税 金 資 産	8,156	為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 33,878
そ の 他	9,571	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 2,856
貸 倒 引 当 金	△ 83		
資 产 合 计	926,240	非 支 配 株 主 持 分	518
		純 資 产 合 计	769,490
		负 債 纯 资 产 合 计	926,240

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	359,888
売 上 原 価	242,252
売 上 総 利 益	117,635
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	79,146
営 業 利 益	38,488
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,653
受 取 配 当 金	746
そ の 他	1,030
	3,430
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	95
為 替 差 損	1,062
そ の 他	88
	1,246
経 常 利 益	40,672
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	136
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,392
	1,528
特 別 損 失	
固 定 資 産 廃 売 却 損	539
減 損 損 失	807
災 害 に よ る 損 失	340
	1,687
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	40,512
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,343
法 人 税 等 調 整 額	△ 3,864
当 期 純 利 益	37,033
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	31
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	37,002

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(单位：百万円)

科 目		金額	科 目	金額
(資産の部)			(負債の部)	
流動資産			流動負債	
現金及預金	54,406		買掛債務	
受取手形	175		子記録債務	
売掛金	79,872		未払費用	
電子記録債権	6,001		未払税金	
有価証券	52,485		未払法人税	
商品及び仕入	15,415		未払法人税	
原資及び掛取	6,408		未払法人税	
材料及び貯蔵	10,258		預りの金	
前払費用	784			
短期貸付	1,730			
未収入	23,310			
その他	6,116			
固定資産			定負債	
有形固定資産			社債	
建物	317,916		長期未払金	
構築物	74,362		未払金	
機械及び装置	15,601		支拂引	
車両	356		未払金	
工具、器具及び備品	6,343		引当債	
土地	1		引当債	
建物設備	982		引当債	
のれん	43,146		引当債	
特許	7,930		引当債	
その他	4,372		のれん	
無形固定資産			権利本益	
のれん	1,093		資本本益	
特許	135		資本剰余	
その他	3,015		資本準備金	
投資その他の資産	128		資本準備金	
投資関係	239,181		利益剰余	
長期間預金	94,379		利益剰余	
長期間貸付	122,885		その他利益剰余	
前払年金	12,177		研究開発積立	
その他	4,915		別途利益剰余	
貸倒引当金	2,323		自己株式	
	2,513			
	△ 12			
資産合計	574,882		評価・換算差額等	46,780
			その他有価証券評価差額金	46,780
			純資産合計	457,134
			負債純資産合計	574,882

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金額
売 上	高	303,222
売 上	原 価	258,600
	売 上 総 利 益	44,621
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		45,343
	営 業 損 失 (△)	△ 722
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金		33,187
為 替 差 益		1,898
技 術 指 導 料		7,933
經 営 指 導 料		816
そ の 他		753
		44,588
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料		2,384
租 税 公 課		1,052
貸 倒 損 失		52
そ の 他		50
		3,540
	経 常 利 益	40,325
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益		225
投 資 有 価 証 券 売 却 益		1,392
		1,617
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 売 却 損		101
減 損 損 失		832
		934
	税 引 前 当 期 純 利 益	41,009
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,742
法 人 税 等 調 整 額		△ 2,618
		△ 876
	当 期 純 利 益	41,885

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

ローム株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鈴木朋之㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 上田博規㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ローム株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ローム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

ローム株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鈴木朋之印
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 上田博規印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ローム株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月10日

ローム株式会社 監査等委員会
監査等委員(常勤) 仁 井 裕 幸 印
監査等委員 千 森 秀 郎 印
監査等委員 宮 林 利 朗 印
監査等委員 田 中 久美子 印

(注) 監査等委員 4名はいずれも会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

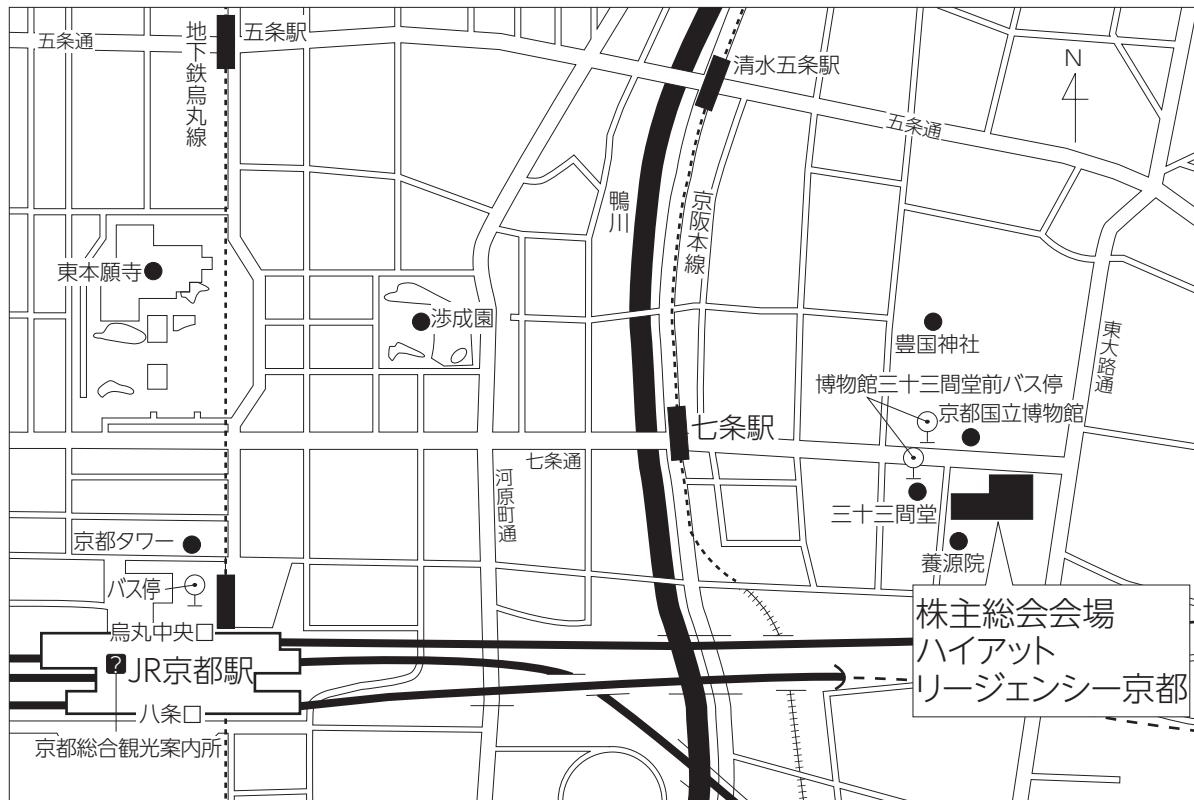
MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内略図



公共交通機関のご案内

□電車でお越しになる場合

京阪電車「七条駅」下車、東へ徒歩約8分

□バスでお越しになる場合

JR京都駅より市バス100系統 清水寺・銀閣寺行き

JR京都駅より市バス208系統 博物館 三十三間堂 泉涌寺・東福寺行き

JR京都駅より市バス206系統 三十三間堂 清水寺 祇園・北大路バスターミナル行き

→「博物館三十三間堂前」下車、東へ徒歩約1分

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来場をお控えいただき、書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い致します。

